

ヘイトスピーチ及び民族を理由とする誹謗中傷等の対策強化を求める意見書

在留外国人・民族集団を犯罪者であるかのように描く、あるいは社会保障分野で優遇や特権を受け自治体財政や日本人に損害を与えているといった、根拠のない誤った言説が、ネット投稿や街頭宣伝、議会での発言等で相次いでいます。

しかし、外国人でも公的医療保険に加入義務があり保険料を納入しており、制度の利用は当然で、それが財政を圧迫している事実はありません。憲法の基本的人権の保障は「在留する外国人に対しても等しく及ぶ」（１９７８年最高裁判決）ものであり、政府も外国人の生活保護適用について「外国人を保護の対象外とすることは人道上の観点から適当でない」と国会で答弁しています。２０２３年の刑法犯による外国人検挙数はピーク時の０５年の約３分の１で、外国人犯罪が増えているとはいえません。

特定の国・民族の出身またはその子孫であることを理由に、日本からの追い出しを主張したり危害を加えたりする言動は、ヘイトスピーチ（差別扇動行為）解消法違反です。ヘイトスピーチによって拡散された偏った情報や誤った情報は、地域住民の不安や恐怖を煽り、分断を生じさせ生活の平穏を害する恐れがあります。

今、必要なことは、全国知事会が７月にまとめた「外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言」において述べている「外国人は日本人と同じ生活者であり地域住民」という立場に立ち、異文化・民族への嫌悪ではなく相互理解と共生の社会づくりを進めることです。

よって政府及び国会に、ヘイトスピーチの実態調査、差別解消に向けた計画策定、差別的取扱いを禁止する立法の検討等、ヘイトスピーチ及び民族を理由とする誹謗中傷等の抜本的な対策強化を求めるものです。

以上、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年１０月２９日

摂津市議会